

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子

## 区政レポート



2016年4月号

(議会報告通号 Vol.95)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

## 事務所でフリーマーケットを行いました/ 2016年度予算の質疑



○この区政レポートでも何度かご紹介しましたが、昨年からの事務所を拠点に、若い人の居場所づくりや相談を受ける場をつくらうという趣旨のボランティアグループ「ラ・プラス」の通り道に立ち上げて活動をしています。3月27日に、活動を知らなかったためフリーマーケットを行ないました。当日は大泉ではちようどさくらまつりも行なわれており、お天気に良く、多くの方が立ち寄りくださいました。フリーマーケットに出す商品は多くの区民の皆さんにもご協力いただき、また近隣の障害者施設の商品もあわせて販売しました。今後もラ・プラスとしての様々なイベント等も行なっていきたいと思っております。

○前回のレポートで、2月の定例会での一般質問についてご紹介いたしました。この定例会では2016年度の練馬区の予算、2015年度の補正予算の審査も行ない、予算特別委員会にて以下のようないくつかの項目で質問をしました。紙面の都合上、ここではテーマのみご紹介しますが、詳細は私のブログにも載せておりますので、そちらもぜひご覧ください。

予算の項目	かとうき桜子の質問のテーマ
都区財政調整・財政計画	消費税増税分の使途、自殺防止対策
議会費・総務費	性暴力被害者支援、労働環境調査、被災者生活再建支援システム
区民費・地域文化費	関越高架下の活用、区民協働交流センター
産業経済費・環境費	悪質商法高齢者被害防止、可燃ごみの委託
保健福祉費・介護保険	訪問型サービスA従事者研修、小規模通所介護
都市整備費・土木費	福祉のまちづくりのガイドライン、協働推進拠点
教育費	スクールソーシャルワーカー、人権教育に関する教職員研修
子ども家庭費	若者支援、ファミリーサポート事業
2015年度補正予算	行旅死亡人について

二〇一六年四月

かとうき 桜子

## 5月15日(日)に区政報告会を行ないます

日時：2016年5月15日(日)午後2時～4時

場所：勤労福祉会館 会議室大

今回は、議会で質問した内容などの活動報告のほか、市民ふくしフォーラムの会計、議会における政務活動費のご報告などもさせていただきたいと考えております。

会計報告と合わせてかとうき桜子の1年間の活動をまとめて報告したいと思っておりますので、ぜひご参加ください。



## 宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害や地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設商店街・南町紫市場の応援をしています。

2011年12月の商店街開設時からカンパを続けており、2016年3月11日まで累計で138万5770円をお送りしました。仮設から本設に移行するまではカンパを続けたいと考えております。ぜひ引き続きのご協力をお願いします!

[振り込み用紙による振り込み]  
00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み：ゆうちょ銀行からは手数料無料です]  
ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム  
(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)  
メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158

## 駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時～8時30分頃)に配布しています。

- 毎週月曜日：大泉学園駅北口  
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、新しくできたビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- 月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- 水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- 月2回、金曜日：石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

## かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



# 障害者福祉の課題ー精神障害者への対応

今、障害者福祉は、身体障害・知的障害・精神障害※1の3障害を一体的に対応している、と言われていたのですが、実際はまだ不十分な点があります。どの障害に関しても、障害のある人が自分の生きたい人生を送るにはまだ社会的な課題が多く残されていますが、特に精神障害に関しては福祉として捉えられるようになってから日が浅いこと※2、制度的対応が不十分な点があります。今回の議会では、「医療費助成制度」「福祉手当」を例に挙げ、課題を指摘しました。

## 医療費助成から精神障害者が除外されている現状

東京都には障害者を対象とする「医療費助成制度」というものがあります。障害者手帳が一定の等級の人に対して、医療費の自己負担分の助成をするというものです。ところが、その対象となる障害種別は知的障害と身体障害のみで、精神障害は対象になっていません。

しかし、私が調べたところでは、20の道府県で同様の医療費助成制度の対象として、何らかの形で精神障害を加えているようです。道府県のきめた適用範囲に上乗せして対象者を広げている市町村もありません。上乗せをしている市町村は、規模が大きく都道府県なみの権限を持つ「政令指定都市」だけではなく、一般の市や町村も含まれています。

## 精神障害者を制度から除外する合理的理由は？

精神障害をお持ちの方からお話を伺うと、精神的な不調に伴い身体的な不調も抱えているという方も多

くいらっしゃいますし、心身の不調の影響で経済的な困難を抱える方もいらっしゃいます。精神障害のある人には精神科の通院の自己負担分の助成をする「自立支援医療費」の制度※3があるのですが、精神科以外の医療受診のサポートがありませんので、「医療費助成制度」には精神障害者も加えるべきです。

今回練馬区に指摘したのは、身体・知的の障害には適用される制度が精神障害にはないことが、障害の種別による差別とは考えられないのか、という点。そして、他の自治体で精神障害も対象としている事例があることを考えても、具体的に東京都に制度の改善を求めることも練馬区としての対応もすべきではないかという点です。

## 心身障害者福祉手当にも同様の課題が

もうひとつは、同様に精神障害者が対象から除外されている「心身障害者福祉手当」のことを指摘しました。これも医療費助成と同様、練馬区では身体障害、知的障害のみを対象としています

## 【他の自治体の精神障害者に対する医療費助成の状況】

(県名は五十音順。紙面の都合上、都道府県・市町村ともに精神障害を対象除外としている自治体は掲載していない。2016年1月各自治体のHPで確認。ただし、市町村に関しては2級まで対象にしている自治体を中心に調査したため、1級のみ上乗せしているのは新潟市以外にもある可能性はあり。かとうぎ桜子作成資料)

県名	精神障害への適用状況	備考
愛知	入院全額(通院は精神科のみ)	2級まで上乗せをした市町村あり
青森	1級	
大分	1級、所得制限及び一部自己負担の場合有り(精神病床における入院経費を除く)	
神奈川	1級	2級まで上乗せをした市町村あり
岐阜	1級、2級	県内ではすべて2級まで全科で利用可能
熊本	1級	
群馬	×	伊勢崎市が2級まで対象としている。
埼玉	1級	
静岡	1級	長泉町が2級まで対象としている。
島根	1級と、2級で重複障害	
鳥取	1級	2級まで上乗せした市町村あり
長崎	1級通院のみ	
長野	1級通院のみ、2級は精神の通院のみ	
新潟	×	新潟市で1級まで上乗せ
兵庫	1級	2級まで上乗せした市町村あり
福井	1、2級、自立支援医療利用者	県内ではすべて2級まで全科で利用可能
福岡	1級	
福島	1級のみ。2・3級は身体・療育手帳所持の方	
北海道	1級	
三重	1級の通院	2級まで上乗せをした市町村あり
山口	1級	
山梨	1級、2級	県内ではすべて2級まで全科で利用可能
和歌山	×	2級まで上乗せをした市町村あり 海南市:手帳所持者(所得制限あり)

が、他の区の状況を調査したところ杉並区、足立区、品川区では手当の対象に精神障害が含まれていません。また、現在は適用していないが検討中という区も3区ありました。こういう状況を見ても、練馬区でも対応すべきではないかという点を指摘しました。

しかし、いずれの制度に関しても区は、「制度の違いが差別にあたる」とは考えていない」「都の動向を注視する」「財源の確保と支給の管理などの課題があることから現時点では困難」というきわめて消極的な答弁をしており、残念です。実際対応している自治体が他にあり、これらの理由は言い訳にすぎません。

なぜ精神障害だけが制度から除外されるのかーそれは単に、歴史的に精神障害者の福祉が制度化されてから日が浅いため、制度の対象として考えられていなかった以上の理由は考えられません。3障害一体での対応が必要といわれている現在、改めて制度の見直しをするべきではないでしょうか。

※1 精神障害・知的障害の定義

精神障害者は法律には「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義されている。知的障害者は法律上の定義はないのだが、例えば厚生労働省が調査を行う際には「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。

※2 障害者福祉の歴史

戦後の日本の障害者福祉の歴史は、戦争による傷病者のケアを念頭に1949年に身体障害者福祉法ができたことが始まりといえる。知的障害者福祉法ができたのは、1960年である。精神障害者のケアは長らく精神科への入院による治療が中心で、当事者が退院をして地域で暮らし体調に合わせて就労や社会参加をすることが考えられるようになってからは日が浅い。「精神衛生法」は1950年にできていたが、この法律の改正により法律内に「福祉」の言葉が入ったのは1995年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という名称になってからである。

※3 自立支援医療費

精神疾患を有しており、通院による精神医療を継続的に必要とする人が受けられる助成制度。所得に応じて上限額があるが、精神科への通院にかかる自己負担分の助成である。